

## デジタル・コンテンツ流通論は文化論を主軸に

・・・多彩な文化芸術の継承・創造こそがデジタル・コンテンツの発展をもたらす・・・

2007年5月16日

著作権問題を考える創作者団体協議会

人間の英知は、文学、美術、音楽、漫画、そして写真、映画、ビデオ、アニメ、ゲームソフトなど多種、多彩な知的創作物を時代の進展とともに産み出し、文化芸術の華を開かせてきました。同時に技術革新によってそれらに知的付加価値を加えつつ、より広く人々に伝達できるようになりました。その発展を支えてきた基盤こそが著作権制度でした。

しかしながら、昨今のコンテンツ流通促進に向けた主張をみると、それらには、著作権制度の充実によるコンテンツ・著作物の適正な保護とその円滑、公正な利用よりも、全く別の視点に立つ新たな法制、システムによりその流通促進を図ろうとする内容のものが多く、このことは文化芸術の発展、ひいては高度なデジタル・コンテンツの創造と多様な流通、利用の促進のためにも憂慮すべき状況といえます。

私たちは、著作権制度に則ったより多彩な文化芸術の継承・創造と発展のためにデジタル・コンテンツの適正な保護とその円滑、公正な利用について、真摯で具体的な議論が展開され、より多くの人々の理解と共感が得られる適切な方策が形成されることを期待して、次のとおり提言します。

### 1. 文化芸術の発展、コンテンツの隆盛のために、いまこそ著作権制度の充実のための地道な努力が強く求められています。

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展は、私たちの生活や文化環境を大きく変容させました。特に最近では、デジタル・コンテンツを利用した文化産業活動が、社会経済的にも期待され、注目されるようになってきました。こうした時代であればこそ、コンテンツ・著作物の内容の充実、量の拡大への要請がこれまでになく強まり、その適正な保護と円滑で公正な利用が改めて重要な課題となります。著作権制度の本質が問われているのです。

しかし、昨今の議論はその流れを後押しするものよりも、単にコンテンツの安易な流通を叫んでいるものも多く見受けられます。それは、長年に亘って文化芸術発展の基盤として機能してきた著作権制度を軽視する憂慮すべき方向にあるといえます。創造を軽視するところに文化芸術の発展、コンテンツの隆盛はありません。高度なデジタル・コンテンツの創造と多様な流通、利用の促進のためには、コンテンツ・著作物の適正な保護とその円滑、公正な利用に向けた著作権制度の充実のための地道な努力が強く求められています。

いま大切なのは、先人の文化遺産を敬意を込めて継承し、その歴史や背景を土壌として新たな創作活動により文化芸術の発展を願う真摯な気持ちです。そのことがデジタル・コンテンツの隆盛、発展につながるのです。

## 2. 創作者、関係権利者の真摯な議論や訴えに耳を傾けるべきです。

最近、現行著作権法制とは別に、デジタル・コンテンツ流通促進の観点から、新たな法制やシステムを整備していくべき旨の主張がなされております。その中で、過去に創作されたコンテンツ・著作物をデジタル化し、一定の条件のもとで権利を制限するような形で流通の促進を図ろうとするような検討が、創作者や関係権利者以外の人たちが中心になって進められていることはまことに残念です。また、あたかも創作者や関係権利者がその利用促進に反対しているとか、あるいは現行の著作権制度がコンテンツ流通の阻害要因になっているといったような議論が声高に叫ばれておりますが、そうした議論はきちんとした検証に基づいているのでしょうか。とてもそのようには思われません。

私たちが、自らの人格と感性の表現、分身ともいえる著作物の利用を妨げたりするようなことは、通常ありません。利用の申込みがあり、許諾条件が守られるのであれば、いつでも利用の許諾をするのが私たちの基本的な姿勢です。単に利用の手続きがわずらわしいとか、権利を制限して自由に利用できるようにすべきであるといった議論のもと、創作者や関係権利者に対する規制強化の立場からコンテンツの流通促進を図るのであれば、それは文化芸術の発展にとっても、デジタル・コンテンツの隆盛、発展のためにも由々しき事態といわざるを得ません。

## 3. 利用者、創作者、関係権利者をはじめ、広く人々の協調と共生により創造と流通は促進します。その一環として、私たちは作品情報などを簡便に検索できるポータルサイトの構築に取り組んでいます。

私たちは、利用者の利便性向上に資するため、作品情報や権利者情報のデータベースの整備に取り組んでおり、それぞれの分野の団体のデータベースを包括したポータルサイトの構築の準備を進めています。こうしたポータルサイトが整備されることにより、利用者は簡便に作品情報や権利者情報、さらに利用許諾条件、利用手続等を検索することができるようになります。

一方で、最近主張されている新たな登録制度については、現在のところ実効性の保証も具体的な仕組みの提示もありません。一体誰の責任でいつ実現させようとしているのでしょうか。

私たちは、単に権利の保護や強化のみを求めているわけではありません。権利の保護と利用の円滑が文化芸術発展の両輪であることを理解していただきたいのです。デジタル・コンテンツ産業の発展は、コンテンツホルダーも、創作者、関係権利者も、流通・配信事業者も、そして特に利用者も、全ての関係者の協調と共生なくして望めません。新たな創造に向けてのサイクルの循環は、関係者の協調と共生のもとではじめて生まれてくるものです。

4. 国際的な調和のもとでの保護・利用が著作権制度の基本です。新たな法制で国際的な調和を図れるかどうかは疑問です。

現行著作権法制とは別の新たな法制と、著作権関連諸条約のもとにある国際社会との関係をどのように考えるのかも大きな課題です。今日のようなボーダレスな社会では、国際的な協調なくして実効性あるコンテンツ・著作物の保護は到底不可能です。安易に著作権を制限しようとするれば、ベルヌ条約やWIPO著作権条約等の国際的な著作権保護の枠組みに適合しなくなる恐れがあります。

国内法である新たな法制と国際社会、国際条約との関係については、徹底的に検討する必要があります。

5. 何よりも契約ルールの確立が基本です。

そもそも新たな法制、システムとは、流通に関するどのような環境やその下での条件整備を想定しているのでしょうか。コンテンツ・著作物についても商業用の利用については契約を通じてルールを形成していくのが常道であり、諸外国においても多くは同様のシステムが作られています。そして私たちはいつでも契約ルール確立に向けた協議に応ずる姿勢です。新たな法制、システムをどのような内容で構成するのか具体的なところは不明ですが、いやしくも商慣行を無視し、国際的な摩擦を惹起する可能性がある議論は慎むべきであると考えます。

著作権問題を考える創作者団体協議会（17団体）

社団法人日本文藝家協会	協同組合日本脚本家連盟
協同組合日本シナリオ作家協会	社団法人日本児童文学者協会
社団法人日本児童文芸家協会	社団法人日本演劇協会
社団法人日本美術家連盟	日本美術著作権連合
有限責任中間法人日本写真著作権協会	協同組合日本写真家ユニオン
社団法人日本漫画家協会	社団法人日本音楽著作権協会
社団法人音楽出版社協会	日本音楽作家団体協議会(※)
社団法人日本レコード協会	社団法人日本歌手協会
社団法人日本芸能実演家団体協議会/実演家著作隣接権センター	

(※日本音楽作家団体協議会には次の13団体が加盟しています。)

社団法人日本作曲家協会	社団法人日本作曲家協議会	社団法人日本作詩家協会
社団法人日本童謡協会	日本音楽著作家連合	日本現代音楽協会
日本作編曲家協会	全日本音楽著作家協会	日本歌謡芸術協会
日本訳詩家協会	詩と音楽の会	日本詩人連盟
全日本児童音楽協会		